

編集発行人 税理士 細見 秀樹
〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400
お問い合わせメールアドレス: taxes@hosomi-office.com

源泉所得税

★ 扶養控除の所属の変更

Q. 我が家には扶養控除の対象になる長男と長女がいます。2人とも夫の対象にしていますが、1人を私の対象に変更することは認められますか？

A. 重複しない限り認められます。

所得税では、2人以上いる扶養親族を誰の扶養親族とするかは、これらの居住者が提出するその年分の「予定納税額の減額承認申請書」、「確定申告書(期限後申告を含む)」、「給与所得者の扶養控除等申告書」、「従たる給与についての扶養控除等申告書」または「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書(申告書等)」に記載されたところによることとなっています。

また、いったんその申告書等により所属が定められた後でも、改めてその所属の異なる記載をした申告書等を提出することによりその所属をさらに変更することはできますが、その場合には、扶養親族を増加させようとする者および減少させようとする者全員がその所属の異なる記載をした申告書等を提出しなければなりません。

したがって、長男はご主人の扶養親族に、長女はあなたの扶養親族に変更する場合は、その旨を記載した「給与所得者の扶養控除等申告書」をそれぞれの勤務先に提出すれば認められることとなります。

また、いったん扶養親族として年末調整したのちに更正の請求で扶養親族の差し替えはできませんのでご注意ください。

[No.1181 納税者が2人以上いる場合の扶養控除の所属の変更 | 国税庁 \(nta.go.jp\)](#)

[A2-1 給与所得者の扶養控除等の\(異動\)申告 | 国税庁 \(nta.go.jp\)](#)

[控除対象扶養親族の差替え時期 | 国税庁 \(nta.go.jp\)](#)

消費税法

[適格請求書等保存方式\(インボイス制度\)の手引き | 国税庁 \(nta.go.jp\)](#)

[インボイス制度に関するQ&A目次一覧 | 国税庁 \(nta.go.jp\)](#)

★ 小規模事業者の2割特例

Q. インボイス制度の負担を軽減するため、2割特例というものが設けられたそうですが、どのような内容のものですか

- A. 消費税の免税事業者がインボイス発行事業者になる場合に生じる税負担や事務負担への激変緩和を図る観点からインボイス制度への移行から3年間(令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する課税期間)、事業者の納税額を売上税額の2割(2割特例)とする措置が講じられました。

2割特例は、免税事業者がインボイス発行事業者になったことにより事業者免税点制度の適用が受けられなくなる課税期間についてのみ適用することができますので、**基準期間の課税売上高が1,000万円を超える課税期間などについては適用が受けられません。**

また、**消費税課税事業者選択届出書の提出により、令和5年10月1日より前から課税事業者となる同日を含む課税期間についても、2割特例を受けることができませんので注意してください。**

ただし、インボイス発行事業者の登録申請書を提出した事業者で、消費税課税事業者選択届出書の提出により**令和5年10月1日を含む課税事業者となる事業者については、その課税期間中に消費税課税事業者選択不適用届出書を提出すれば、消費税課税事業者選択届出書の効力を失効させることができます。**

★ 課税事業者選択届出書を提出した場合の2割特例

- Q. 課税事業者選択届出書を提出して課税事業者になりましたが、2割特例を受けたいと思っています。どのようにしたらいいですか？

- A. 消費税の2割特例とは、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間において、免税事業者が適格請求書発行事業者となる場合に、納付税額の計算において控除する金額を、その課税期間における課税標準である金額の合計額に対する消費税額から売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額に8割を乗じた額とすることができる措置(2割特例)をいいます。

免税事業者が経過措置(登録日が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中は、消費税課税事業者選択届出書を提出しなくても、登録を受けることが可能)を使わずに、課税事業者選択届出書を提出して、令和5年10月1日前から課税事業者となる同日を含む課税期間にインボイス登録を受けた場合は、原則として、この2割特例が受けられませんが、**令和5年10月1日を含む課税期間中に課税事業者選択不適用届出書を提出すれば、課税事業者選択届出書の効力を失効させることができ、この課税期間に2割特例の適用を受けることができますので、この課税期間中に課税事業者選択不適用届出書を提出することを失念しないように注意してください。**

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/qa/116.pdf>

★ 消費税の2割特例から簡易課税

- Q. 今年は消費税の2割特例を受けますが、来年は課税売上が1,000万円を超えるので受けられません。簡易課税にするにはどのような手続きが必要ですか？

- A. 消費税の2割特例とは、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間において、免税事業者が適格請求書発行事業者となる場合に適用できる制度ですが、基準期間の課税売上高が1千万円超の課税期間など一定の場合は、適用が受けられません。

ところで、簡易課税制度の適用を受ける場合には、原則として、その適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出しなければならないとされていますが、2割特例の適用を受けた事業者が、その適用を受けた課税期間の翌課税期間中に所轄税務署長に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出した場合には、その課税期間の初日の前日に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出したものとみなされることとなっています。

したがって、2割特例を受けた翌事業年度に簡易課税制度の適用を受ける場合は、2割特例の適用を受けた課税期間の翌課税期間中に簡易課税制度選択届出書を提出すれば、その翌課税期間について、簡易課税制度の適用を受けることができますこととなります。

この点、2割特例を受けたときと違い、申告時の選択ではなく、事前の届出が必要ですので、注意してください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/qa/117.pdf>

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/qa/115.pdf>

★ インボイスと簡易インボイス

Q. インボイスには簡易インボイスがあるとか、どんなもので、どういう場合に使えるのですか？

A. 適格請求書発行事業者が、不特定かつ多数の者に課税資産の譲渡等を行う次の事業を行う場合は、適格請求書(インボイス)に代えて、適格簡易請求書(簡易インボイス)を交付することができます。

- ① 小売業
 - ② 飲食店業
 - ③ 写真業
 - ④ 旅行業
 - ⑤ タクシー業
 - ⑥ 駐車場業(不特定かつ多数の者に対するものに限る)
 - ⑦ その他これらの事業に準ずる事業で不特定かつ多数の者に資産の譲渡等を行う事業
簡易インボイスの記載事項は、次のとおりで、「書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称」の記載が不要である点、「税率ごとに区分した消費税額等」又は「適用税率」のいずれか一方の記載で足りる点が異なります。
- ①適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
 - ②課税資産の譲渡等を行った年月日
 - ③課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容(課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨)
 - ④課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額
 - ⑤税率ごとに区分した消費税額等又は適用税率

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020006-027.pdf>

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/qa/58.pdf>